

公益財団法人未来ゴルフ育成財団 助成金実施規程

(目的)

- 第1条 この助成金実施規程（以下、「この規程」という。）は、公益財団法人未来ゴルフ育成財団（以下、「当財団」という。）が、定款第4条第1項第1号に関する助成事業について必要な事項を定め、事業の円滑かつ効果的な推進を図ることを目的とする。
- 2 公益目的事業として、ゴルフを主たる競技とするジュニアゴルファーに対し、当財団の目的に沿って行うことを明確にする。

(助成事業)

- 第2条 当財団は、ジュニアゴルファーの育成に関する事業を行い、我が国におけるジュニアゴルファーの健全な普及・振興および競技力の向上を図ることを目的として、助成対象期間内に実施されるゴルフ競技活動や育成に対する助成金の交付を行う。

(被助成者の応募資格)

- 第3条 当財団の被助成者となる者は、以下の各号に掲げる条件を満たさなければならない。
- (1) 申請年度の4月1日時点での年齢が18歳未満であること
 - (2) 日本国籍を有し、日本国内に在住していること
 - (3) 世界大会やオリンピック、パラリンピック出場等を目指すジュニアゴルファー（プロアマは問わず）であること。
 - (4) ゴルフを主たる競技として継続的に活動するも資金不足の状況であること
 - (5) 申請年度の4月1日時点で直近5年以内に国内外のジュニアゴルフの大会出場経験があること
 - (6) 親権者の同意が得られ、助成金を適切に管理できる保護者がいること（保護者とは、父母兄弟、または伯叔父、伯叔母等の中から20歳以上の者、並びに未成年後見人とする。）

(申請)

- 第4条 助成を受けようとする者は、別に定める助成金申請書に、以下の各号の書類を添付して当財団に提出しなければならない。
- (1) 助成金申請書
 - (2) 助成金使途内訳書
 - (3) 家計支持者の収入を証明できる書類（前年度分の源泉徴収票など）
 - (4) 大会での成績がわかる証明など
 - (5) 同意書兼誓約書（保護者記入）※未成年の場合のみ
 - (6) 年齢確認書類（マイナンバーカード、学生証、運転免許証など）

(選考委員会)

- 第5条 助成対象者の選考は、当財団が設置する未来ジュニアゴルファー育成助成金選考委員会（以下、「選考委員会」という。）の審査を経て行う。
- 2 選考委員会は、別に定める選考基準に基づき、学識経験者等の外部有識者を過半数とする構成とし、公正かつ中立的に審査を行うものとする。

(被助成者の決定)

- 第6条 申請書の提出があったときは、当財団事務局による確認及び調査を踏まえ、選考委員会に諮り、その審査結果を理事会に付議するものとする。

(助成内容の決定)

- 第7条 助成の対象となる被助成者および助成金額等は、理事会の決議を経て理事長が決定する。

(交付の通知)

第8条 理事長は、第7条により決定した内容を、ただちに被助成者及び保護者に対して、助成金交付決定通知書及び助成金交付申請書を送付する。

(助成金の交付手続)

第9条 被助成者（応募者が未成年の場合はその保護者を含む。以下「被助成者等」という。）は、所定の交付申請書を提出し、理事長の承認を受けたのち、助成金を受け取るものとする。

(確認及び調査)

第10条 当財団事務局は、助成を円滑かつ効果的に実施するため、申請されたゴルフ競技活動内容の確認、調査及び決定された被助成者に関する完了報告の確認を行う。

2 前項を遂行するにあたり必要がある時は、被助成者等に追加資料の提出を求め、また、被助成者等からヒアリングを行うことができる。

(追加報告・調査等)

第11条 理事長は、ゴルフ競技活動の適正な執行を確保するために必要と認める場合は、被助成者等に報告を求め、または帳簿書類等を調査することができる。

2 被助成者等は、前項の規定による報告または調査を誠実に遵守しなければならない。

(ゴルフ競技活動の遂行)

第12条 被助成者等は、助成金交付に付した条件その他理事長の処分に従い、ゴルフ競技活動を速やかに遂行し、助成金は被助成者等の注意をもって使用しなければならない、助成金の他の用途への使用をしてはならない。

(計画の変更・中止・辞退)

第13条 被助成者等は、助成金の申請内容を変更または中止しようとするときは、あらかじめ助成金交付申請変更届にて当財団に届け出なければならない。ただし、軽微な変更と認められるときはこの限りではない。

2 被助成者等は、助成を辞退しようとするときは、助成金交付申請変更届にて当財団に届け出なければならない。

(報告)

第14条 被助成者等は、助成期間中に一度、競技活動の進捗についての中間報告書を、また助成対象期間の完了から1ヶ月以内に、完了報告書及び助成金の使用を証明する領収書等を当財団に提出しなければならない。

(決定の取消等)

第15条 理事長は、第13条の規定による届け出があったときおよび次の各号のいずれかに該当する場合は、第7条の規定による助成の決定の全部、若しくは一部を取り消しまたは変更しなければならない。

(1) 被助成者等が、この規程に違反したとき

(2) 被助成者等が、決定された競技活動以外の用途に助成金を使用したとき

(3) 被助成者等が、決定された競技活動に関して不正、怠惰、その他不適当な行為をしたとき

(4) 被助成者等が、偽りその他不正な手段により助成金の交付を受けたとき

(5) 被助成者等が、助成対象期間内に申請した競技活動を完了しなかったとき

(6) 被助成者等が、助成金の交付に際し当財団から特別に依頼した内容または条件に違反もしくは従わなかったとき

(7) 決定後に生じた事情により、決定された競技活動の全部または一部を継続する必要がなくなったとき

2 前項の処分を行うに際しては、当財団は当該被助成者等に弁明の機会を付与しなければならない。

(助成金の返還)

- 第16条 理事長は、前条の規定により決定を取り消したときは、取り消し部分にかかる助成金の返還を命ずるものとする。
- 2 前項により助成金の交付決定を取り消し、または返還を求める場合には、当財団は当該被助成者等に対し、当該処分を理由を記載した通知書を発するものとする。
- 3 前項の通知は原則として文書により行い、当該被助成者等からの意見書または事情説明書を提出できる期間を設けるものとする。
- 4 助成対象期間終了後、ゴルフ競技活動に要した費用の合計額が交付した助成金額を下回る場合、当財団はその差額の返還を求めることができる。

(個人情報の保護)

- 第17条 助成金の申請及び選考に際して取得した個人情報は、個人情報保護規程に基づき適正に管理し、選考・審査・報告等の目的以外に使用しない。

(その他)

- 第18条 この規程に定めるもののほか、この助成制度の実施に関し、必要な事項は、理事会の決議を経て理事長が別に定める。

(改廃)

- 第19条 この規程の改廃は、理事会の決議により行うものとする。

附則

この規程は、法人の設立の登記の日から施行する。